

# 健保組合からのお知らせ

No. 1  
平成30年6月  
兵庫県運輸業健康保険組合

## 夏期プール・海の家割引利用契約

この夏、被保険者とその家族の皆さまに健康保持増進と体力の向上に努めていただけるように、下記の施設と割引利用契約を結びました。利用券は当組合で用意しておりますので、「夏期プール・海の家 利用券申込書」をダウンロードし、必要枚数を記入のうえ、利用者負担金を添えて、事業所単位で当組合にお申し込みください。利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を送付いたします。

**※利用券の払戻しはできませんのでご注意ください。**

### 尼崎スポーツの森ウォーターパーク「アマラゴ」

住所 尼崎市扇町43

電話 (06) 6412-1639

利用料金(入場料)

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人	1,300円	850円	平成30年7月7日(土)~ 9月9日(日) 【荒天時休園有り】	9:00~18:00 (受付は17:00まで)
中高生	800円	500円		
小学生	700円	450円		

無料駐車場あり

未就学児は無料

安全管理上、小学3年生以下(未就学児含む)の子どもは、保護者の付き添いが必要です。(保護者1人につき子ども2人まで、3人以上の場合は入場できません。)

### リゾ鳴尾浜



住所 西宮市鳴尾浜3-13

電話 (0798) 42-2161

利用料金(入場料)

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(高校生以上)	1,750円	1,100円	平成30年7月1日(日)~ 9月9日(日)	10:00~22:00 ただし、夏休み期間中の 日曜・祝日及び8月11日~ 16日は9:30から営業
中学生	1,340円	800円		
小 人	小学生	1,030円	ただし、7月4日(水) 7月11日(水) 9月5日(水) は休館	(受付は21:00まで)
	幼児 (3~6才)	720円		

駐車料金別途必要

中学生はフロントで学生証をご提示ください。

カギ付ロッカーを無料でご利用いただけます。

## デカパトスプール

住所 神戸市東灘区向洋町中8丁目1  
利用料金(入園料)

電話(078)857-1170

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人	1,400円	900円	平成30年7月7日(土)~ 9月2日(日)  7月9日(月)~13日(金) は休館 【荒天時休園有り】	7月7日~20日及び 9月1日~2日 10:00~17:00 (受付は16:00まで) 7月21日~8月31日 10:00~18:00 (受付は16:00まで)
中高生	900円	550円		
小学生	700円	400円		
幼児(4才以上)	400円	200円		

駐車料金別途必要

## 浜の宮市民プール

住所 加古川市尾上町口里817  
利用料金(入場料)

電話(079)424-6635

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人	600円	400円	平成30年7月7日(土)~ 9月2日(日) 【荒天時休場有り】	10:00~18:00 (受付は17:00まで)  8月11日(土)~19日(日) は9:00~開場
小人 (3才~小学生)	300円	200円		

無料駐車場あり

小学生以下は大人の同伴が必要です。



## 姫路セントラルパーク

住所 姫路市豊富町神谷436-1  
利用料金(入園料)

電話(079)264-1611

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(中学生以上)	3,500円	1,800円	平成30年7月21日(土)~ 9月2日(日) (入園引換券は期間中のみ有効です。)	9:30~17:30
子供(小学生)	2,000円	1,100円		
幼児 (3才~小学生未満)	1,200円	600円		

遊園地、アクエリア、サファリがご利用いただけます。(駐車料金別途必要)

## 姫路市民プール

住所 姫路市西延末(ひめじ手柄山遊園内)  
利用料金(入場料)

電話(079)296-0503

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(中学生以上)	1,100円	700円	平成30年7月7日(土)~ 9月2日(日) 【期間中無休】	9:30~18:00 (受付は17:00まで)
小人(4才~小学生)	500円	300円		

駐車料金別途必要

## 須 磨 ・ 海 の 家

住 所 神戸市須磨区須磨浦通1丁目  
利用料金

電 話(078)732-5980(西海岸)  
090-3490-1321(東海岸)

	一 般 料 金	利用者負担	営 業 期 間	営 業 時 間
大人(中学生以上)	1,000円	600円	平成30年7月1日(日)~ 8月31日(金) 【期間中無休】	9:00~日没(西海岸)
小人(3才~小学生)	500円	300円		9:00~17:00(東海岸)

3歳未満は無料。

西海岸・東海岸：利用券共通。

ロッカー代及びシャワー代は上記の利用券代に含まれています。

海の家施設内に駐車場なし。ただし、施設周辺に一般の駐車場あり。

海の家施設内のみ、バーベキューができます。

ただし、施設に事前連絡(予約)してください。



今年度の利用は下記の店名(屋号)のみとなります。下記店名以外での利用はできませんので、利用券購入時にはご注意ください。

エリア	店名(屋号)	エリア	店名(屋号)
西	海人	西	みつや
西	cache-cache(か1・か1)	西	海の家 スター
西	オーシャンテラス	西	トリコロール(西)
西	ウエストクラブ	西	トリコロール(東)
西	デラガーデン	西	papalagi(パパラギ)
西	Pier SHARK(ピア シャーク)	東	パラダイス
西	カラーズ	東	らぱん
西	クロンボ(KURONBOW)	東	ローリング・トム
西	ぴーかん	東	カップ天国
西	ムギウラボウシ	東	TRIAXIS 須磨海岸
西	海の家 テキサス		

## 的 形 海 水 浴 場 ( 海 の 家 )

住 所 姫路市的形町の形1718  
利用料金

電 話0120-559-939

	一 般 料 金	利用者負担	営 業 期 間	営 業 時 間
大人(中学生以上)	800円	500円	平成30年7月1日(日)~ 8月31日(金) 【期間中無休】	8:00~17:00
小人(4才~小学生)	500円	300円		

4歳未満は無料。

駐車場有。ただし、駐車料金要(1台:500円)

利用料金の中には、海水浴場及びオートキャンプ場が利用できます。オートキャンプ場で宿泊したい方は、利用券を滞在日数分購入してください。(例:一泊利用の場合 利用券2枚購入)

電車をご利用の方は、山陽電車・大塩駅前より送迎車が出ています。1名からでも送迎可能。

通常は、連絡しなくても電車の到着時刻に合わせて、送迎車が待機していますが、平日のご利用の場合は、連絡していただくと送迎可能です。

## 70歳以上の皆さまへ

## 高額療養費の上限額が変わります

ひと月に支払う医療費が高額になったときにお支払いいただく額を決められた上限額にとどめる制度です。上限額は、被保険者もしくはその世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

変更前（平成30年7月診療分まで）		変更後（平成30年8月診療分から）		
	外来 （個人ごと）	適用区分	ひと月の上限額 （世帯ごと）	
現役並み	57,600円	現役並み 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上の方 課税所得690万円以上	252,600円+（医療費-842,000）×1% 多数回140,100円	
		現役並み 年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円の方 課税所得380万円以上	167,400円+（医療費-558,000）×1% 多数回93,000円	
		現役並み 年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万～50万円の方 課税所得145万円以上	80,100円+（医療費-267,000）×1% 多数回44,400円	
一般	14,000円 （年間上限 14万4,000円）	一般 年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下の方 課税所得145万円未満	18,000円 （年間上限 14万4,000円）	57,600円 多数回44,400円
低所得者	8,000円	低所得者 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
		低所得者 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円

過去12ヵ月以内に3回以上（平成30年7月までの外来はカウント外）上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

70歳以上の方は、医療機関の窓口で「高齢受給者証」を提示すれば、高額療養費の上限額が適用されますが、平成30年8月から、現役並み所得者の方の区分が～に分けられたため、現役並み所得者及びに該当する方が医療機関の窓口で高額療養費の上限額の適用を受けるためには「限度額認定証」を合わせて提示する必要があります。その場合は当組合まで申請をお願いします。

また、次の場合は高額療養費支給申請書で請求してください。

- ・限度額認定証の申請が遅れて、医療機関で上限額を超えて支払った場合
- ・適用区分が一般の方で、年間上限額の14万4,000円を超えた場合

## 特定健診を受けましょう

事業所を通じて、40歳以上のご家族の皆さまに5月10日付で特定健診受診券をお送りしております。

特定健診により、ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。

受診券の有効期限が9月30日になっておりますのでお早めに受診してください。健診結果から生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう。

【本年度から特定保健指導の対象となった方は、健診日当日に特定保健指導を受けることができます場合があります。】

特定健診の受診には、最寄りの健診機関で受診する方法又は健診車による巡回型家族健診で受診する方法の2通りがあります。どちらの方法で受診するか、選択していただき受診をお願いします。

### 特定保健指導とは？

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師など）が生活習慣を見直すサポートをします。

## 資格喪失後に健康保険証は使用できません

加入者の皆さまが退職した後、健康保険証を返納せずに資格喪失後も無効になった被保険者証で受診する「無資格受診」が発生しています。

会社を退職され、次に就職されるまでの間、国民健康保険の加入手続き（退職後14日以内）をしてください。

無効となった健康保険証で受診された場合は、かかった医療費を健康保険組合にお返しいただくことになります。

返還に応じていただけないと、組合財政を圧迫することになります。このため、法的手続きをとらせていただくこともありますので、くれぐれもご注意ください。

